

「学校いじめ防止基本方針」

北海道室蘭工業高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道室蘭工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

現在、いじめをきっかけとした、不登校、退学、さらに自らの命を絶ってしまうという痛ましい事件も発生しており、学校で深く傷つき、悩んでいる生徒がいることが大きな社会問題としてクローズアップされている。いじめの内容も多様になってきており、冷やかし、からかい、仲間はずれなどのほか、情報機器を介したものなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加傾向にある。

そこで、生徒一人一人が多様性を認め互いに支え合い、充実した学校生活を送れるよう、日常の指導体制を確立する。いじめの防止に当たっては、未然防止につながるよう早期発見・早期解決に努める。また生徒には、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を自ら解決に導くことができる力を身に付けさせ、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

上記のため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的、物理的なダメージを与える行為であって、当該行為の対象となった生徒等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①「いじめはどのような理由があっても絶対に許されない」「いじめはどのような理由があってもいじめる側が悪い」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識する。
- ②多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。
- ③「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ⑤「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等、特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえ、プライバシーに配慮した適切な支援を行う。
- ⑥日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進やアンケート調査、個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、早期の実態把握に努める。

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」によって構成される。周囲に生徒等がいる場合は、その生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きづりおろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）

- ・反発・報復（相手の言葉に対して反発・報復したい）

- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

（4）いじめの態様

いじめの様態には以下のようなものなどが考えられる。

悪口を言う、あざける、落書き、物を壊す、集団での無視、陰口、避ける、わざとぶつかる、小突く、命令する、脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

（1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 *いじめ防止対策委員会の設置

（2）緊急時の組織的対応

教職員はいじめを発見した場合等において組織的に対応すること。

ア 教職員は、いじめを発見した場合等は、速やかに学校いじめ対策組織に情報を報告し、組織的な対応に繋げる。

イ 教職員は、学校いじめ対策組織で情報共有を行った後は、組織的な対応の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

ウ 教職員は、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。

別紙2 *緊急時の組織対応

4 いじめの予防

（1）日常の授業における指導の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりに努める。

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、ひとり一人に配慮した授業づくりに努める。

（2）特別活動・道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりに努める。

イ ボランティア活動の充実による思いやりの心の育成と自己有用感の育成に努める。

（3）教育相談の充実

ア 定期的な面談を実施する。（面談週間を設置し実施する）

イ スクールカウンセラーによるカウンセリングの充実を図る。

（4）人権教育の充実

ア 授業やHR等をとおして人権意識の高揚を図る。

イ 講演会等を開催して人権意識の高揚を図る。

（5）情報教育の充実

ア 教科「工業情報数理」におけるネットモラル教育の充実を図る。

イ 講演会等によるネットモラル教育の充実を図る。

（6）保護者・地域との連携

ア P T A総会や学年・学級懇談会、講演会等をとおして「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底に努める。

イ 学校ホームページや各種通信・刊行物等により学校の情報発信を促進する。

（7）研修の奨励

ア いじめ定義理解を含む研修を行う。

イ 生徒理解の研修を実施する。

（8）点検・見直し

ア いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

イ 見直しに当たっては、学校評議委員会から意見を聴取する。

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

- ア いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
イ 「緊急時の組織対応」により速やかに報告し、事実確認を行う。

(2) 生徒への目配り・気配りを怠らず、いじめられている生徒・いじめている生徒のサインに気づく。

別紙3

(3) 各教科担任や生徒、保護者の協力を得ながら教室・家庭でのサインに気づく。

別紙3

(4) 相談体制の整備

- ア 相談窓口を設置し、生徒・保護者への周知を図る。
イ 外部の相談機関を紹介する。
ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

(5) 定期的調査の実施とケア

- ア アンケート調査を実施する。（6月・10月）
イ アンケート調査から当該児童生徒に対し、定期的なケアを行う。
ウ 先生方との関係づくり（環境づくり）のため、年1回全校生徒に対し個人面談を行う。

(6) 情報の共有

- ア 報告経路を明示し、報告の徹底を図る。
イ 学年会、職員会議等での情報の共有を図る。
ウ 要配慮生徒の実態を把握する。
エ 進級時の引継を密にする。

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

- ア 「いじめられている生徒」への対応
いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという強い意志を示して「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。
- ・安全・安心を確保する。
 - ・心のケアを図る。
 - ・今後の対策について、ともに考える。
 - ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
 - ・暖かい人間関係をつくる。

イ 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度でいじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させ、直ちにその行為をやめるように強く指導を行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

- ア 周囲でおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、「いじめは絶対に許さない」という意志を持たせる指導を行う。

- イ 自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するための指導を行う。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

ア 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与えたうえで信頼関係を結ぶよう配慮する。

- ・いじめられている生徒の立場に立ち、じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して十分な理解を図る。
- ・親子のコミュニケーションや家族のサポートなどの協力を求める。
- ・学校の対応に対して不信感を持たれないよう誠実・丁寧に対応する。

イ 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認しししたい速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめられている生徒の心情を理解してもらう。
- ・いじめ行為をやめさせるには保護者の協力が必要であることを理解してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

保護者同士が対立する場合には教員が間に入り、関係の調整が必要となる場合がある。

- ・生徒が置き去りにならないよう配慮する。
- ・学校に対する保護者の思いを丁寧に聞く。
- ・場合によっては管理職が直接保護者と面談を行う。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、情報の交換だけではなく、一体的な対応を行う必要がある。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法を協議する。
- ・関係機関との調整を行う。

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合に対応を依頼する。
- ・犯罪等の違法行為がある場合に対応を依頼する。

ウ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言を依頼する。
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握を依頼する。

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談を行う。
- ・精神症状についての治療、指導・助言を依頼する。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。期間は少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。このことは被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

7 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信・

掲示したり、特定の生徒になりすまして社会的信用をおとしめる行為を行ったり、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどの行為を指し、犯罪行為である。

(1) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発・協力依頼

- ・インターネット・携帯電話の使用に関する保護者の見守りを依頼する。
- ・フィルタリングの設定を依頼する。

イ 情報教育の充実

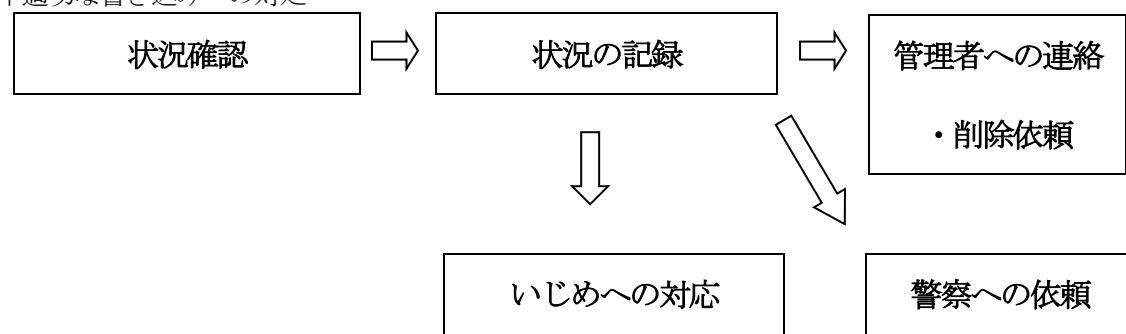
- ・教科「工業情報数理」におけるネットモラル教育の充実を図る。
- ・ネット社会についての講話・研修会を実施して啓蒙する。(保護者・教員・生徒向け等)

(2) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴えによる把握
- ・閲覧者からの情報による把握
- ・道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール情報による把握
- ・学校独自の定期的なネットパトロールによる把握

イ 不適切な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある事態

- ・被害生徒が自殺を企画した場合
- ・被害生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が心身に重大な障害を負った場合
- ・被害生徒が高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている事態

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連續した欠席の場合は、状況により判断する。

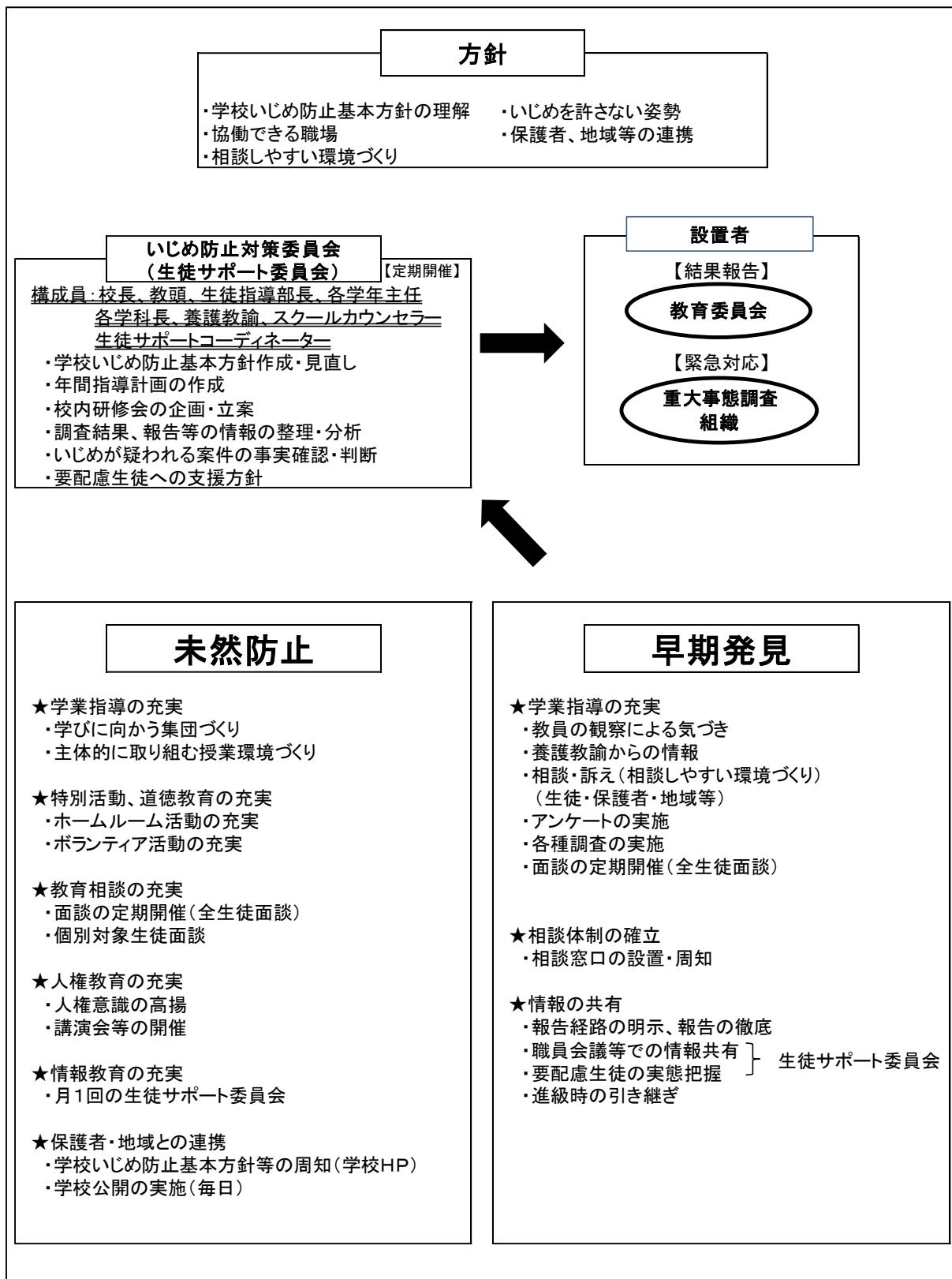
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し解決にあたる。

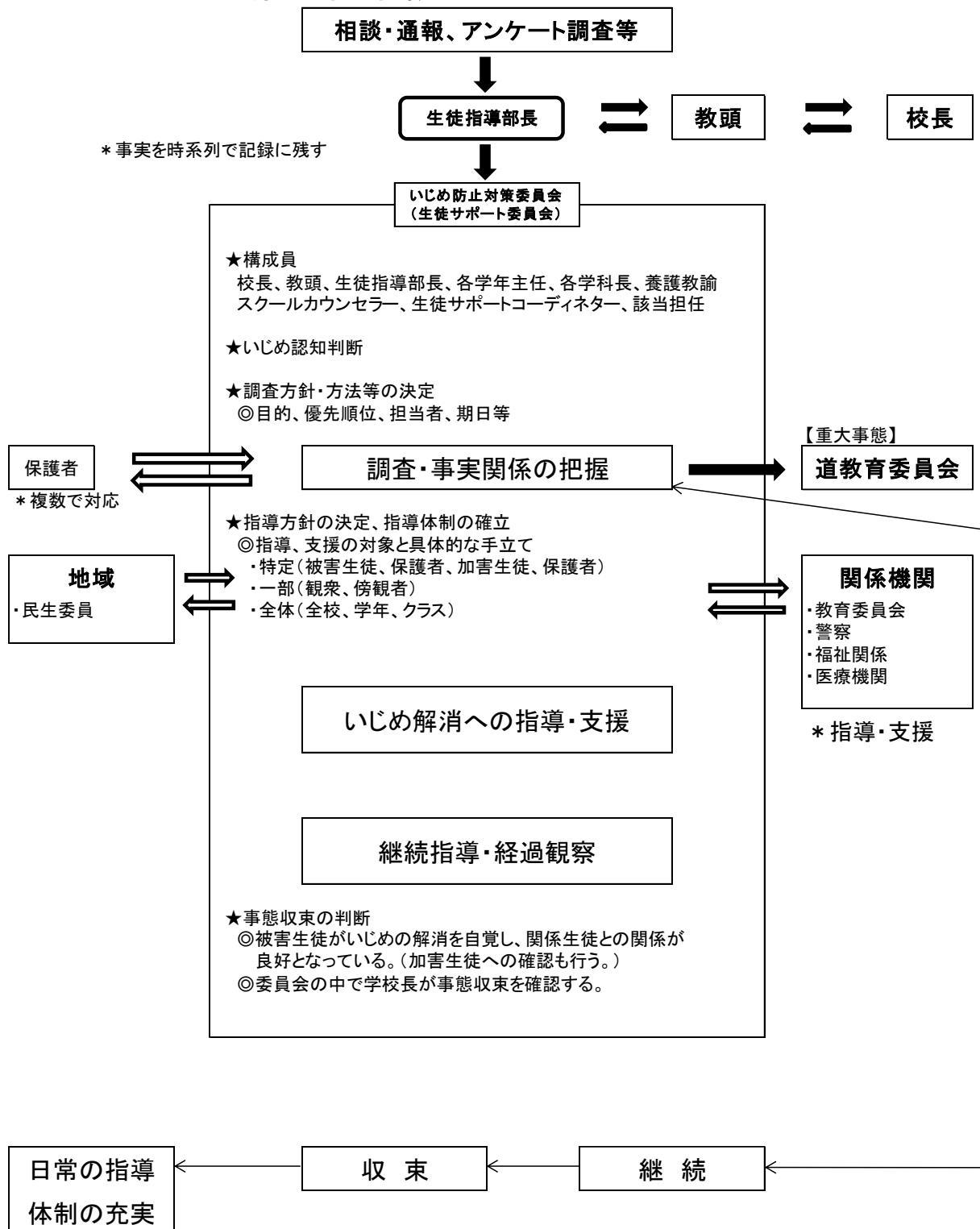
- ・いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ・被害生徒、保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
- ・重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態発生の防止に努める

平成 26 年 4 月 1 日 策定
平成 30 年 4 月 1 日 改訂
令和 5 年 12 月 1 日 改訂

日常の指導体制(未然防止・早期発見)



緊急時の組織対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場面 | サイン |
|-------|---|
| 登校時 | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 |
| 朝のSHR | 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が入室後、遅れて入室する。 |
| 授業中 | 保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。 |
| 休み時間等 | 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っている表情が見えない。 衣服が汚れたりしている。 一人で清掃している。 |
| 放課後等 | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 |

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| サイン |
|---------------------------|
| 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 |
| ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 |
| 教員が近づくと、不自然に分散する。 |
| 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。 |

3 教室でのサイン

教室内がいじめの現場になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

| サイン |
|----------------------|
| 嫌なあだ名が聞こえる。 |
| 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 |
| 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 |
| 筆記用具等の貸し借りが多い。 |
| 壁等にいたずら、落書きがある。 |
| 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校と連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

| サイン |
|-------------------------------|
| 学校や友人のことを話さなくなる。 |
| 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 |
| 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。 |
| 電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。 |
| 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 |
| 不審な電話やメールがあつたりする。 |
| 遊ぶ友達が急に変わる。 |
| 部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。 |
| 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 |
| 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 |
| 登校時刻になると体調不良を訴える。 |
| 食欲不振・不眠を訴える。 |
| 学習時間が減る。 |
| 成績が下がる。 |
| 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 |
| 自転車がよくパンクする。 |
| 家庭の品物、金銭がなくなる。 |
| 大きな額の金銭を欲しがる。 |

| 室蘭工業高校 いじめ防止のための年間指導計画 | | | | |
|------------------------|------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------------|
| 月 | いじめ未然防止に係わる 学校行事や取組 | いじめの未然防止の取組 | | 生徒サポート委員会 学校生活アンケート |
| | | さわやかな生徒会活動 | 教育相談・生活支援 | |
| 4 | 入学式 | 部局同好会紹介 | | 第1回生徒サポート委員会 |
| 5 | | 生徒総会 | 教育相談（2学年） | 第2回生徒サポート委員会 |
| 6 | | | | 第3回生徒サポート委員会 いじめアンケート① |
| 7 | 室工祭、非行防止講話 夏休みの過ごし方 | | | 第4回生徒サポート委員会 |
| 8 | | | | 第5回生徒サポート委員会 |
| 9 | | 生徒会役員選挙 | 教育相談（1学年） | 第6回生徒サポート委員会 |
| 10 | 体育文化大会 体験入学 | | | 第7回生徒サポート委員会 |
| 11 | 見学旅行 | 赤い羽根共同募金 | 教育相談（3学年） | 第8回生徒サポート委員会 いじめアンケート② |
| 12 | SNS講話 冬休みの過ごし方 | | | 第9回生徒サポート委員会 |
| 1・2 | 1学年スキー研修 | | 教育相談（希望者） 性に関する講話（命の大切さ） | 第10回生徒サポート委員会 |
| 3 | 卒業式 1年を振り返って | | | 第11回生徒サポート委員会 |